

## 公益社団法人日本バイアスロン連盟常勤役員報酬規程

### (目的)

**第1条** この規程は、公益社団法人日本バイアスロン連盟（以下「この法人」という。）定款第29条第1項の規定に基づき、常勤役員（常勤理事及び常勤監事）の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

### (報酬の決定基準)

**第2条** 常勤理事の報酬は、代議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

2 常勤監事の報酬は、代議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、監事の協議によって決定する。

### (報酬の支給方法)

**第3条** 報酬は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人から申出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

### (報酬の日割計算)

**第4条** 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途において就任し、または退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

### (端数の処理)

**第5条** この規程により計算金額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

### (公表)

**第6条** この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

### (改廃)

**第7条** この規程の改廃は、代議員会の決議を経て行う。

### (委任)

**第8条** この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年2月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月23日から施行する。